

ID: 5377

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	勧告に係る措置命令		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第56条第6項(第144条において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 (監督) 第56条 6 所轄庁は、第4項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日